

高萩市ママさん
バレーボール大会
期 日 8月24日
場 所 高萩中体育館
参 加 者 市内に居住する
一般婦人
申 込 先 8月20日までに教
育委員会へ



才126号
44年7月25日発行
発行 高萩市役所
編集 秘書課
印刷 藤枝印刷所



暑さに負けず 夏を楽しく健康に

長かつた梅雨期のうつとうしさから解放されたといふ、毎日続く暑い暑さに海や山に涼を求める人達の多くなるこのごろです。

この時期には当然のことながらわたくしたちが健康を保つていく上に注意しなければならぬいろいろな問題があります。

そのひとつは、夏やせて

す。夏まけに対抗する立派な体力をつくる、いわゆる「体力づくり」の問題です。これらの問題は、毎年夏の健康を守る運動の中で取りあげられていますが、ややもするとつい無関心になりがちです。

夏には、誰でもが夏やせて夏まけをするのは生理的にも当然なことですが、つねにこれらの原因を考えてこれを補なう努力、工夫をすることが「体力づくり」に結びついてきます。夏まけの原因となるものを取り上げその対策などを考えてみましょう。

▽体力の消耗

夏には、体温調節のため汗が多く出ます。このこと

は、一日約一リットルの汗をかく場合約六〇〇カロリ(牛乳六本分)が消耗することからも驚くべきエネルギーの消耗であることがわかります。

▽睡眠不足

暑さのため、夏はとかく寝苦しく寝つかれない上に朝早く目ざめるためどうしても睡眠が不足します。十分睡眠をとるよう心がけましょう。

▽夏休みをあと

まで残る思い出に今年もまた子どもたちにとつて楽しい、夏休みがやってきました。学校から出される出題は最少限のもので、これだけは残さぬよう注意しましょう。

九月一日より救急業務を開始

市民の皆さんに、しばらくご不便をかけておりましたが、本市においても九月一日から消防署で救急業務を開始します。

救急業務とは、事故による

傷病者を応急に医療機関に搬送する業務で、このために専門の救急車と消防署員三名による救急隊が編成され、皆さんからの一一九番連絡により迅速に出勤して傷病者を安全に、早く医療機関に搬送し人命をおまもりすることになります。ですから九月一日からは次の事故等の場合にはただちに一一九番へご連絡下さい

一、火災、水災、地震等の災害により、傷病者が出て応急に医者の治療を必要とするとき

このほか生命にかかわる急病人で早急に医師の治療を必要とするときもご連絡下さい。

二、交通事故、土木建築工事現場の事故等で傷病者が出て応急に医者の治療が必要とするとき

また、連絡の際は

三、興業場、学校、百貨店競技場等公衆の出入する場所等傷病者が出て応急に医者の治療を必要とするとき

一、こちらは、市内〇〇町の〇〇です。

四、屋内作業中の事故、ガス中毒、火傷等屋内で傷病者が出て応急に医者の治療を必要とするとき

二、いま、〇〇の事故でけが人がまされたので、すぐ来てください。

三、けが人は、〇人です。

三、けが人は、〇人です。

四、目標は、〇〇商店のすぐ裏です。そこに案内人を立たせています。

四、目標は、〇〇商店のすぐ裏です。そこに案内人を立たせています。

明治百年を迎えて全国の歴史ブームは、まだまだ続きそうである。テレビ界においても源義経、太閤記坂本竜馬、天と地など、ま

ず歴史に関するドラマは、大に受けているのが現状である。学問的には、政府のいう

明治百年に對して、いろいろ疑問をさしはさむ余地がないでもないが、何は、何は、あれ地方の歴史をひも解いてみようという気運をかもし出したことは事実であらう。

本県においても昭和四〇年より「茨城県史」の編さんが始められ、現在まで史料編五巻が刊行され、昭和五〇年ごろまでには史料編通史編約三〇巻が発刊される予定になっている。これに對して水戸に茨城県史料館(仮称)が数億の資金のもとに、近く建設されようとしている。

市町村においては、すでに「日立市史」「図説土浦市史」「下館市史」「水戸市史」(一部)などが刊行されている。現在編さん中または編さんに着手しようとしている市町村も多々あるが、県北地区でそのおも

な市町村をあげると、前述の水戸市、水府村(久慈郡)勝田市、常陸太田市、北茨城市などである。最近刊行された市町村史をみると、いわゆる従来までの郷土の名勝、旧跡、観光や、郷土自慢などに重点をおいた戦前の郷土史的なものはきわめて少なくなり

中央と地方の関連をふまえて地方の問題点を解明し、地域社会の現状にこたえようとしているものが多くなつてゐる。それだけに近現代史に重点がおかれ内容的にも大きく前進してきたといえるであらう。

県内のこのような動向の中で高萩市では、早くから市史編さんの必要性が関係各方面より呼ばれ昭和三十

七年に市教育委員会を事務局として市史研究会が発足し、現在の主たる執筆者がこれに参加して研究を始めた。昭和四〇年には資料収集のめどもつき、編さんの見通しもたつたのである。名称も市史編さん委員会と改め編さんに踏みかきつた。

それから四年の歳月を文字通り学校教育以外の余暇のすべてを捧げて専念し本年十一月末日「高萩市史」上下二巻各巻七五〇頁前後の大冊を発刊できる運びとなつた。

明治以降高萩地方について書かれた郷土史には、大正二年発刊の「松岡村誌」や大正十二年発刊の「多賀郷史」

少しかつて発刊された「多賀郷土史」などがある。昭和にはいり郷土教育が盛んになると小学校の教師を中心として、「松原郷

土史」や「松岡郷土史」などが編集されたが印刷されたものでは至らなかつた。戦後隣りの楢形村(十王町)で「楢形村誌」が発刊されたが、その後久しく地方史が発刊されなま今日に至つた。これらの郷土史はその時点においてはすこぶ

る進歩的なものであり、それ相応の価値が認められ、今度の市史編さんにも数多く引用されておられるけれども、いわゆる戦前の郷土史的存在を出ないものであつた。

この点を考慮し、高萩市史は新らしい地方史研究の方法に則り、史実に基づき系統性と中央との関連を重視しつつ高萩地方の原始古代から現代に至る歴史の発展と問題点の解明に努めた。高萩地方は原始古代より出土品も多く、十王の藻島

駅(伊師町付近)を中心に古代における中心的存在であつたこと、中世においては電子城を中心として佐竹、岩城氏など南北両勢力の緩衝地帯であり、変転きわ

まらない状態であつたこと。近世においては、水戸藩中山家の所領として、また幕末維新期には、松岡藩松岡の所在地であつたこと、近代においては、松原町に郡役所など旧多賀郡の諸官衙がおかれ、日立市を管

旧多賀郡行政の中心地であつたこと、明治三〇年の常磐線高萩駅開設にともなう常磐地区石炭産業の興隆と変遷、ふるく江戸期より開設された大能牧場と北関東名物の馬市の変遷など、現代における高萩の発展を、現代を中心とする労働争議や農地改革、大北川林道の開設、高萩市の誕生にともなう諸問題、松久保工業団地花貫ダムの建設など、古代より現代に至るまで旧多賀那地方の行政の地心地位として、常に歴史学上重要な地位を占めてきた。

さらに資料が比較的多く保存されていたこと、他市町村より比較的永い研究期間をとり、執筆者も各時代毎に専門家を配し、且つ少数精鋭主義を進めたこと、市当局及び教育委員会事務局の献身的な奉仕により、調査研究がスムーズに行なわれ且つ予算の裏付けもなされたこと、顧問にも人を

得たこと、地元市民の積極的な協力があつたこと、委員が県史編さん委員も兼任していたことにより、県内各地の資料を利用できたことなどが、市史編さんを極めて有利に導いたといえる。本文は豊富な資料と写真統計をふんだんに使い従来

の学界の定説を覆すに足るものや、未発見の事実、経済的分野からの解明など地方史としては本県、いな全国の地方史の中でも、きわめてユニークな存在のものとなり得る内容をもつ

ている。このほか上巻には、高萩の自然と人文の概略を、下巻には各説として宗教、史跡、伝説、年中行事、方言小字名を付表としては高萩地方歴代市町村長、助役、収入役、議会議員、教育長教育委員を載せ、さらに上下巻とも市史略年表(約八〇頁を添付してある。市史編さんを担当した顧問及び専門委員は次の通りである。)

- 顧問 生田目靖志 (松岡中学校教諭：近代、各説担当)
- 江尻光昭 (高萩中学校教諭：中世、各説担当)
- 小松徳年 (日立市立日高小学校教諭 現代担当)
- 宮田清正 (高萩高校教諭地誌担当)
- 瀬谷義彦 (高度な学問的内容を含む一方、平易な文章で高萩に関する大要を一望にできる高萩市史は、一般の方々はもちろんのこと、小、中学生、高校生、婦人の方々にも気軽に読め、郷土を知るのにまたない書と思われ、に役立つものと考えられる)
- 志田淳一 (茨城キリスト教大学助教 授：原始古代中世各説担当)

「高萩市史」予約募集中

記

高萩市史編さんについては、市民各位、編さん委員会、顧問の先生方の永年にわたる研究により市制施行十五周年を記念して本年十一月に発刊することになりました。

○頒布価格は上下二巻で 三千円(送料実費)

○申込先 市教育委員会宛

○申込先 市内市史編さん委員会宛

※部数、住所、氏名を明記して、ハガキで申込んでください。

高萩市史発刊に寄せて

市史編さん専門委員 生田目靖志

「高萩市史」予約募集中

国税・地方税の一部改正

譲渡所得の課税方法がかわる

土地税制の改正が本年四月八日から実施されました。今度の租税特別措置の主な改正点は

- ①土地の供給促進のために個人の長期保有土地の譲渡所得に対する課税方法を時限的に改めて税負担の軽減とその明確化を図った。
- ②土地に対する仮需要を抑制する目的で、個人の短期保有土地の譲渡所得に対する税の負担を重課した。
- ③大都市およびその周辺における土地の効率的利用を図るために過密地域から過疎地域への買換え、過密地域における土地の高度利用または特定の地域に企業を誘致するなど買換制度については、国土政策、または土地政策に合致するものに改めた。
- ④取用等の強制的な土地の譲渡に対する課税の特例については一般の任意譲渡の場合との負担の差異が大きすぎることから特例を縮小した。
- ⑤特別控除制度の整備を図る以上の五点であります

個人の長期譲渡所得の減税

一、分離課税

租税特別措置法の改正によつて分離課税になるのは昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日の間に土地(地上権、借地権も含みます)建物およびその附属設備、もしくは構築物の譲渡所得だけで、土地建物以外の資産、たとえば船舶、機械器具や、工業所有権、漁業権などを売つたときの譲渡は、今までどおり所得税法の規定を適用して課税されます。土地建物の譲渡所得の分離課税においては、他に所得がなければその譲渡所得から扶養控除、基礎控除および、その他の所得控除等所得税法で設けられている各種の控除が全部認められます。またその他に所得があつてもそちらの所得だけでは、これらの控除をしきれないときは控除されなかつた不足分は、土地建物の譲渡所得から控除されます。また土地建物の分離課税

は、損益通算もできません。従来「譲渡所得の特別控除額は三〇万円でしたが土地建物の長期譲渡所得に限り、この控除額が一〇〇万円になりました。したがつて土地建物の譲渡所得は他の所得に総合されないことになりましたので、従来半額課税の方式に代えて譲渡益の金額にそのまま税率が適用されることになりましたが、半額課税の廃止ですが、半額課税の廃止では分離課税に伴う措置です。から、機械器具や工業所有権等の譲渡所得のように、他の所得に総合されるものについては、従来のように半額課税の制度が残されています。長期譲渡所得とは従来はある物を買つてから三年過ぎて売つたときの譲渡所得で三年以内に売つたときの譲渡所得は短期譲渡所得というよう区分されていまして、今回の改正により、昭和45年分の所得税からは、この3年という期間が5年に延長されることになりました。したがつて土地の長期譲渡所得というのは、土地を買つてから

5年を過ぎた後に売つたときの譲渡所得というわけですが

- ① 昭和44年分所得税に限り、昭和44年4月7日まで譲渡した土地建物については、所有期間が3年をこえていれば、所有期間が5年以下であつても長期譲渡所得の扱いにして分離課税をします。
- ② 昭和44年4月3日から昭和44年4月7日までに譲渡した土地建物については昭和44年4月8日現在で所有期間が3年をこえていれば所有期間が5年以下であつても長期の扱いになります。

る税金は早くそれらを処分した方が安くて済み、その狙いはさし迫つた土地事情を解決するために、土地を売つてもよいと思つてい人は早く手放して欲しいというのでしようから昭和44年中に土地を手放した場合でも納税者が希望すれば10%の税率で分離課税が行なわれることになってい、この場合住民税も4%です。

取得費は収入金額の5%

譲渡所得は幾らで買ったものを幾らで売つたかというので計算されるわけですが、昭和27年12月31日以前に買った土地建物については、従来は実際に幾らで買ったかという問題は

(日立税務署)

茨城県警察官募集

税率(比例税率)

土地建物の譲渡所得の分離課税では課税年分によつて次のように税率が変わることになってい、

45年と46年	所得税10%
47年と48年	所得税15%
49年と50年	所得税20%
住民税	5%
住民税	6%

これでおわかりのように土地建物の譲渡所得に対す

外にして、すべて昭和28年の相続税の評価額で買ったものとして利益の金額を計算することにしていま

したが、土地建物の譲渡所得については分離課税をする場合は、昭和28年分の相続税の評価額の代りに収入金額の5%相当額を取得費とすることが出来ます。譲渡経費は別に収入金額から控除されますので5%の金額には含まれません、また昭和28年以降に買った土地の譲渡益は必ず実際に買った値段と売つた値段との差額で計算されますので収入金額の5%相当額を取得費とすることはできません。

茨城県警察官募集

税率(比例税率)

土地建物の譲渡所得の分離課税では課税年分によつて次のように税率が変わることになってい、

45年と46年	所得税10%
47年と48年	所得税15%
49年と50年	所得税20%
住民税	5%
住民税	6%

これでおわかりのように土地建物の譲渡所得に対す

◆受付期間

七月一日から八月三十一日まで

◆待遇

基本初任給 高卒卒 二四、八三〇円 短大卒 二六、八八〇円 大卒卒 二九、五五〇円

◆採用予定人員

一二〇名

◆資格

昭和十七年四月二日から昭和二十七年四月一日までに生れた男子

◆試験日

八月三十一日(日) 高秋警察署、大津、磯原派出所で交付します。

配水管工事に

ご協力ください

本年度の水道課の事業計画並びに給水申込みについてお知らせします。八月初旬より前年に引続いて配水管の埋設工事を実施します。埋設箇所は、安良川農協倉庫前道路と、日本加工製紙正門をむすぶ道路下にさらに同正門前を東に、常磐線下の軌道を横断し六号国道下を横切り市営グラウンド南側に本管を通します。この工事と合せて中央路線人道橋と海岸をむすぶ駅東地南側全域に配水管を布設する計画です。この工事期間中、部分的に通行止、或いは営業上通行上多少ご迷惑がかかるかも知れませんが、前もつてご了承をお願いいたします。

つてきたいと思う方は、次のことにご注意下さい。上水道の場合、給水管内の水圧は約5kgになりま。現在一般家庭で使用しているホームポンプの水圧の1kgから2kgに比して、はるかに高くなりますので、給水管を上水道に付替ると、水圧の関係で使用できず、再配管をしなければなりません。従つてこれから家を新築する方で、屋内の給水配管をする場合は、水道工事人と相談の上水道基準に適合した工事をされるようお願いいたします。また希望があれば水圧テストをいたしますから、水道課までご連絡下さい。

毎週木曜日は心配ごと相談所を開設

◆あなたは一人で心配ごとになやんではいませんか
◆毎日暗い日を過してはおりませんか
◆家庭のもめごと、生活、子供の事、更生資金、金銭のこと、遺産や土地問題のこと、その他どんな事でもお困りの方に、無料で親切に、問題解決に応じます。

新築改築をされるかたへ

当市内の給水区域内に家屋の新築又は改築を計画されて、その家屋に水道をも

明るい話題

春日町二一七渡辺伝さん、一円玉四五三円を市社会福祉協議会へ寄付しました。同協議会では、このような皆様からの善意をいづれも受付けております。

郵便番号は必ず記入しよう

一、昨年七月より実施しました郵便番号は現在まだ一部に記入していない郵便物があるため、効果を十分に発揮できない状況でありますから、必ず番号を記入するようご協力をお願いいたします。

二、郵便番号自動読取区分機は全国の大局に配備中ですが、区分機がなくても各局において局員が手で区分けをするのに郵便番号で行なっています。

三、郵便番号簿全国版を今秋のうちに全世帯に無料でおとどける予定ですが、高秋局区内は三八番、若栗八番、一〇番、一〇番、一〇番です。

結核検診（レントゲン間接撮影）日程表

月 日	場 所	時 間	月 日	場 所	時 間
8/1	高戸公民館	9.30~10.30	8/12	台高萩 石 一郎宅	9.30~10.00
〃	榊形農業倉庫前	11.00~11.30	〃	駒木原田中美容室前	0.30~11.30
〃	下手綱公民館	1.30~3.00	〃	元和野劇場	1.00~2.00
8/2	赤浜 鈴木 勝正宛	9.30~10.30	〃	秋山小裏門	2.30~3.30
8/4	北組公民館	9.30~10.00	〃	市役所	17.30~19.00
〃	作山義三宅前	10.30~11.30	8/13	春日町 児童公園前	9.00~17.00
〃	関口公民館	1.30~3.00	〃	滝の湯 前	1.30~3.30
8/5	上君 田 小	10.00~11.00	8/14	安良川 駒形神社前	9.00~11.00
〃	旭屋商店前	2.30~1.30	〃	〃 鈴木誠一宅	1.30~3.30
〃	鈴木商店(大荷田)	2.00~2.30	8/15	ヒカリ座前	9.00~11.00
8/6	鈴木重光宅前	10.00~11.00	〃	市役所	1.00~3.30
〃	松本万吉宅前	12.30~1.30	8/16	石滝消防詰所前	9.30~10.00
〃	大島義光宅	2.00~2.30	〃	花貫新井マツイ宅	10.30~11.00
8/7	下君 田 小	10.00~11.00	8/18	高浜町市営集会所前	9.00~11.00
〃	松本商店前	12.30~1.30	〃	高萩保健所	1.30~3.30
〃	若栗公民館	2.00~2.30	8/19	大金田 鈴木朝記宅	10.00~11.00
8/8	三代商店前	10.00~10.30	〃	柳沢 鈴木 留吉宅	2.00~2.30
〃	佐川秀次郎宅	11.00~11.30	8/20	大能 牧 場	10.00~11.00
〃	米平バス停留所	1.30~2.30	〃	大部 善維 寿宅	1.30~2.30
8/9	上大能バス停留所	10.00~11.00	8/21	菊地 茂 明 宅	10.00~11.00
8/11	山手公民館	9.00~10.00	〃	南組公民館	1.30~2.30
〃	秋山坑 旧供給所前	10.30~11.30	8/22	下組公民館	1.30~2.30
〃	秋山中公民館	1.30~2.00	〃	上宿 田村 義公宅	10.00~11.00
〃	鳥名 時崎 商店前	2.30~3.00	8/23		

(注) ・ 8月12日(火)は市役所で夜間検診を行ないます。
・ 該当者は満15才以上で勤務先等で実施していないかた
・ 検診料は無料です。

交通災害共済組合に

加入しましょう!

大人1人360円 中学生以下300円

夏の交通安全運動

7月11日—8月31日

○親がまず手本を示そう正しい横断

○みんなでも歩いているときのひとりひとりがよく注意